

振込規定（ひな形）の一部改正

振込規定（ひな形）（平29.9.1 29決企特発第930号、第931号、第932号および第933号）の一部を次のとおり改正する。

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-4 旧:本則-4	11 手数料 (2) <u>依頼内容の変更および</u> 組戻しの受付にあたっては、当組合所定の手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。 <u>また、依頼どおりの処理</u> ができなかったときも、 <u>訂正</u> 組戻手数料は返却しません。	11 手数料 (2) 組戻しの受付にあたっては、当組合所定の <u>組戻</u> 手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。 <u>ただし、組戻し</u> ができなかったとき <u>は</u> 、組戻手数料は返却します。		変更
新:本則-4 旧:本則-4	11 手数料 (3) 組戻しされた振込代り金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合、 <u>前項の</u> 組戻手数料は返却しません。	11 手数料 (3) 組戻しされた振込代り金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合、組戻手数料は返却します。		変更

附則（2025 J 革特発第 571 号）

（実施日）

この手続は、2026 年 7 月 1 日から実施する。